

## 窃盗犯捜査記章授与取扱要綱の改正について

平成元年5月31日、捜一発  
第385号、外発第256号  
警察本部長から各警察署長宛

改正 平成6年8月8日  
捜一乙第429号  
地乙第338号

地域警察官に対する窃盗犯検挙の功労賞揚と捜査意欲の向上を図るため、「窃盗犯捜査記章授与取扱要綱」(昭和47年11月10日)及び関連通達により運用してきたところであるが、要綱制定後相当の年月を経ており、また市民応接の向上を図るためにも地域警察官の実績評価について見直しをする必要が生じてきたところである。

このような現状を踏まえ、このほど別添のとおり要綱を改正することとしたが、その要点及び運用上の解釈は次のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

窃盗犯捜査については、件数のみにこだわることなく、悪質重要な事件や県民が強く検挙を望んでいる事件に重点を指向した活動を推進すべきであり、ひいてはそれが適切な市民応接にもつながることとなる。

先般、警察庁から窃盗犯捜査における実績評価の在り方について基本的な考え方が示されたところでもあり、この考え方を踏まえつつ、本要綱に基づく地域警察官の適切な実績評価を図るため所要の改正を行った。

#### 第2 改正の要点

##### 1 授与基準(要綱第2至第4)

###### (1) 窃盗犯捜査記章の種別と評価区分

ア 窃盗犯捜査記章(以下「捜査記章」という。)の種別とその評価を点数別に区分するとともに、侵入・非侵入の別や表彰の有無など質的内容に応じてそれぞれ評価点を定めた。

イ 要綱第3の(3)侵入盗及び(4)非侵入盗事件について、共同検挙した場合は、その評価点を検挙警察官の人員で除した点数とする。

また当該検挙事件が、本部長表彰又は刑事部長内賞が授与された場合は、表彰にかかる評価点のみ計算し、当該検挙事件の評価点は算入しないものとする。

ウ 評価期間は、毎年1月1日から12月31日までの1カ年ごととする。

###### (2) 評価対象事件

評価の対象となる事件を要綱第4に明示した。

ア 単純な万引き及び自転車盗は、評価の対象外となっているので、万引き、自転車盗であっても、悪質、常習事犯や被害意識の高い事件は、評価の対象とする。

イ 窃盗で送致されたものとなっているので、窃盗事件として検挙したが、その後の捜査で他の罪名（占有離脱物横領など）により送致した場合や微罪処分又は保留処分にかかる事件は評価の対象とならない。

## 2 実績報告（要綱第5）

従来運用通達で示されていた、警察署長が本部長に行う地域警察官の検挙事件報告を本要綱で明示するとともに、新たな報告様式を定めた。

## 3 上申（要綱第6）

運用通達により警察署長の前記検挙報告を上申に替えていた制度を廃し、警察署長からの検挙事件報告に基づいて捜査第一課長が授与該当者を審査し、警察本部長に上申するものとした。

## 第3 通達の廃止

窃盗犯捜査記章の授与制度実施について（昭和47年11月10日発捜一第500号、発外第566号）、窃盗犯捜査記章授与制度の適正運用について（昭和61年5月28日捜一発第319号、外発第294号）及び地域警察官検挙事件（窃盗犯）送致状況の報告について（昭和62年2月25日捜一発第82号）は廃止する。

別添

## 窃盗犯捜査記章授与取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、窃盗犯の捜査または検挙に功労があった地域警察官に対し、窃盗犯捜査記章(以下「捜査記章」という。)の授与及び取扱いについて定めるものとする。

(捜査記章の種別)

第2 窃盗犯の検挙実績を年間ごとに評価し、実績の内容に応じて、次の各号により捜査記章を授与するものとする。

- (1) 金賞 合計評価点が8点以上のもの
- (2) 銀賞 合計評価点が6点以上のもの
- (3) 銅賞 合計評価点が4点以上のもの

(評価区分)

第3 検挙事件ごとに、実績の内容を審査して、次の区分により評価するものとする。

- (1) 本部長賞誉事件 6点～8点
- (2) 刑事部長内賞事件 3点～5点
- (3) 侵入盗事件 2点
- (4) 非侵入盗事件 1点

(評価対象事件)

第4 評価対象事件は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 検挙事件は、単純な万引き及び自転車盗を除く窃盗事件であること。
- (2) 窃盗で送致(少年事件簡易送致を除く)したものであること。
- (3) 当該事件検挙の功労により、所属長表彰を授与したものであること。

(実績報告)

第5 警察署長は、地域警察官が検挙した窃盗事件のうち第4に定める基準に該当するものについては、毎年1月10日までに窃盗事件検挙報告(別記様式1)により警察本部長に報告しなければならない。

(上申)

第6 捜査第一課長は、警察署長から報告をうけた検挙事件について審査し、刑事部長の承認を得て捜査記章の授与該当者を警察本部長に上申するものとする。

(授与)

第7 捜査記章は、警察本部長が授与するものとする。

- 2 捜査第一課長は、前項の授与を受けた者について、捜査記章授与者台帳(別記様式2)を作成しなければならない。

(授与の保留)

第8 警察本部長は、捜査記章の授与を受ける者が、授与の前に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、授与を保留するものとする。

(1) 刑事事件に関し、起訴されたとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(着用)

第9 捜査記章は、制服上衣の右襟に常時着用するものとする。ただし服務上支障のあるときはこの限りでない。

2 着用の期間は、授与されてから1年間とする。

(記章の形状、制式)

第10 捜査記章の形状及び制式は、別表1のとおりとする。

附則

(実施期日)

1 この要綱は平成元年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 本要綱に基づく実績評価は、昭和64年1月1日以降の検挙事件について適用する。

附則(平成6年8月8日捜一乙第429号、地乙第338号)

この一部改正は、平成6年9月1日から施行する。

別表 1

窃盗犯捜査記章の形状				
略				
窃盗犯捜査記章の制式				
区 分	金 賞	銀 賞	銅 賞	
地 金	銅	左 同	左 同	
大 き さ	直径2センチメートル	左 同	左 同	
表 面	色	いぶし金	いぶし銀	いぶし銅
	型	梅花の中に旭日章を いれる。 旭日章の中心は青色 とし、「S」の文字を 浮き出す。	左 同	左 同
裏 面	「賞石川県警察本部長」の浮き出し文字 とし、止ねじをつける。		左 同	左 同



